



福岡県医発第 2080 号（総）

平成 21 年 1 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令の施行について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部薬務課長より別紙のとおり施行通知がまいりましたので、お知らせいたします。

本通知は、N - メチル - N - (1 - (3, 4 - メチレンジオキシフェニル) プロパン - 2 - イル) ヒドロキシルアミン (通称 : N - ヒドロキシMDMA、N - OH MDMA、F L E A) が麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれの確認されたことから、N - メチル - N - (1 - (3, 4 - メチレンジオキシフェニル) プロパン - 2 - イル) ヒドロキシルアミン及びその塩類を新たに麻薬に指定するため、政令を改正することをお知らせするものです。

医師等が、新指定麻薬を取り扱う場合には、麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得の手続きを行うとともに、記録、保管、届出等の規制事項には十分ご留意いただきますよう貴会会員へご周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

麻薬・向精神薬担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

20薬第3110号
平成20年12月26日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(麻 薬 係)



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令
の一部を改正する政令の施行について

平成20年12月17日政令第385号をもって、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」が一部改正されたことについて、同日付薬食発第1217001号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、下記事項に御留意の上、貴会員に対する周知についてよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正の内容

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）として販売されていた次の物質が麻薬に追加指定された。

N-メチル-N-(1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル)ヒドロキシルアミン及びその塩類（通称：N-ヒドロキシMDMA、N-OH MDMA、FLEA）

2 施行期日

平成21年1月16日

3 留意点

施行日以降、新指定麻薬を取り扱う場合には、あらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得の手続きを行うとともに、適正な保管管理を行う必要がある。

4 問い合わせ先

福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係
TEL 092-651-1111(3117) FAX 092-643-3305

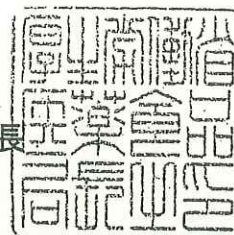




薬食発第 1217001 号
平成 20 年 12 月 17 日

都 道 府 県 知 事 殿
各 地 方 厚 生 (支) 局 長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 20 年 12 月 17 日政令第 385 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認されたことから、これを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

N-メチル-N-(1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル)ヒドロキシルアミン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

N-メチル-N-(1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル)ヒドロキシルアミン及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成 20 年 12 月 17 日）から起算して 30 日を経過した日（平成 21 年 1 月 16 日）から施行するものであること。



第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

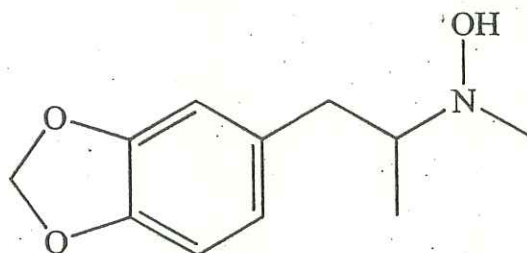
- ① 医薬品製造業者、医師、歯科医師、獣医師、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、施行日までにあらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成 21 年 1 月 16 日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令等の改正の施行前であれば廃棄するよう指導するとともに、施行後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、廃棄するときは、焼却その他の当該物質を回収することが困難な方法によることについても指導されたい。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

化学名：N-メチル-N-(1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル)ヒドロキシルアミン

通 称：N-ヒドロキシ MDMA、N-OH MDMA、FLEA

構 造：



明治二十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び
麻薬向精神薬原料を指定する政令の
一部を改正する政令 (三三八五)

〔省 令〕

○測定器等の較正に関する規則の一部
を改正する省令 (総務一四六)
○薬事法第二条第十四項に規定する指
定薬物及び同法第七十六条の四に規
定する医療等の用途を定める省令の
一部を改正する省令
(厚生労働一七二)

〔告 示〕

○指定統計を作成するために集められ
た調査票の使用に関する件
(総務六九〇、六九六)
○日本国に帰化を許可する件
(法務五五五)
○登録有形文化財の登録を抹消した件
(文部科学一七六)
○租税特別措置法施行令第六条の六第
二項第一号及び第二十八条の十第二
項第一号に規定する厚生労働大臣の
定める基準の一部を改正する件
(厚生労働五三九)

○租税特別措置法施行令第六条の七及
び第二十八条の十第六項の規定に基
づく建替え病院用等建物の特別償却
に関する基準の一部を改正する件
(同五四〇)

○健康保険法施行規則第八十六条の二
第二号の規定に基づき厚生労働大臣
が定めるものを定める件 (同五四一)

○厚生年金基金令第二十九条第一項の
規定に基づき厚生年金基金の業務の
一部を委託できる法人を指定する件
(同五四二)

○国民年金基金令第二十条第一項の規
定に基づき国民年金基金の業務の一
部を委託できる法人を指定する件
(同五四三)

○確定給付企業年金法施行令第六十七
条第一項の規定に基づき確定給付企
業年金の業務の一部を委託できる法
人を指定する件 (同五四四)

○厚生年金基金令第二十九条第二項の
規定に基づき指定を取り消した件
(同五四五)

○国民年金基金令第三十条第三項の規
定に基づき指定を取り消した件
(同五四六)

○確定給付企業年金法施行令第六十七
条第二項の規定に基づき指定を取り
消した件 (同五四七)

○保安林の指定をする件
(農林水産一九二九、一九三二)

○保安林の指定を解除する件
(同一九三三、一九三九)

○保安林の指定施設要件を変更する件
(同一九四〇、一九四二)

○中小企業支援助法第十一条第一項の規
定に基づき中小企業診断士を登録し
た件 (経済産業二八〇)

○中小企業診断士の登録等及び試験に
関する規則第十三条第三項の規定に
基づき氏名に係る登録簿の変更をし
た件 (同二八二)

○中小企業診断士の登録等及び試験に
関する規則第十五条第一項の規定に
基づき登録の消除をした件
(同二八三)

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保
等に関する法律の規定により住宅瑕
疵担保責任保険人の住所等を変更し
た件 (国土交通一四七三)

○運輸審議会から答申があつた件
(同一四七四)

○都市計画に関する件
(関東地方整備局三九八)

○道路に関する件
(中部地方整備局二二二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 総務省 文部科学省
経済産業省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労 働

最低賃金の改正決定に関する公示
(長野労働局最低賃金公示五)

〔公 告〕

諸事項

官庁

割賦販売法及び割賦販売法施行令に
基づく債権の申出に関する公示関係
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三八五号）（厚生労働省）
1 N-メチル-N-（一）（三・四）メチレンジオキシフェニル）プロパンニール）ヒドロキシルアミン及びその塩類を麻薬に指定することとした。（第一条関係）
2 この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

政 令

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年十二月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第三八五号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二十年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十九号を第八十号とし、第六十九号から第七十八号までを一号ずつ繰り下げ、第六十八号の次に次の一号を加える。

六十九 N-メチル-N-（一）（三・四）メチレンジオキシフェニル）プロパンニール）ヒドロキシルアミン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

省 令

○総務省令第四百十六号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）を実施するため、測定器等の較正に関する規則（平成九年郵政省令第七十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月十七日

総務大臣 鳩山 邦夫

測定器等の較正に関する規則の一部を改正する省令

測定器等の較正に関する規則（平成九年郵政省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一号に定める様式の申請書に「を削り、「（以下「機構」という。）」の下に「が定める事項を記載した申請書を機構に」と、「（以下「指定較正機関」という。）」の下に「が定める事項を記載した申請書を当該指定較正機関」を加える。

第四条中「別表第二号」を「別表第一号」に改める。

第五条第一項中「別表第三号に定める様式の」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 較正を行った測定器等の種別

二 名称又は型式

三 製造者名及び製造番号

四 較正の結果

五 較正完了年月日

六 その他必要な事項

第六条中「別表第四号」を「別表第二号」に改める。

第十条第一項中「別表第二号」を「別表第一号」に改める。

別表第一号を削り、別表第二号を別表第一号と別表第三号を削り、別表第四号を別表第二号とする。

附 則

この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十二号
薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舩添 要一

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成十九年郵政省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十四号を第四十号とし、第二十五号から第三十三号までを六号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十 一（三・四）メチレンジオキシフェニル）ニール）（ピロリジンニール）ペンタニール）オン及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十八号とし、第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 一（四）フルオロフェニル）ニール）メチルプロパンニール）アミン及びその塩類

第一条中第二十号を第二十四号とし、第十四号から第十九号までを四号ずつ繰り下げ、第十三号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 一（四）クロロニール）五ジメトキシフェニル）プロパンニール）アミン及びその塩類

第一条中第十二号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 一（四）エチルスルファニール）ニール）五ジメトキシフェニル）プロパンニール）アミン及びその塩類

第一条中第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 N-エチル-N-イソプロピルニール）五メトキシトリブタミン及びその塩類

第一条中第十号の次に次の一号を加える。

十一 ニーエチルアミノニール）フェニルプロパニール）オン及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○総務省告示第六百九十号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年十二月十七日

総務大臣 鳩山 邦夫

告 示